

～ 特別支援学校等早期訓練コースの御案内 ～

※国の実施要領に基づき、10 月以降の開始となります。

特別支援学校等早期訓練コースとは

特別支援学校高等部、一般高校、通信高校、定時制高校、専門学校、各種学校等（以下、「特別支援学校等」という。）を翌年 3 月に卒業予定の生徒で、10 月時点で就職先が内定していない障害のある方を対象に、就職に向けた職業能力の開発や向上を目的として実施している訓練です。

訓練コース概要

- 訓練期間：1 か月（10 月以降開始、3 月までに終了するものに限る）
- 訓練場所：企業の事業所
- 訓練内容：企業の事業所等での現場における実際の業務や補助作業
- 訓練時間数：60 時間～100 時間

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——



委託料

訓練実施の企業様へは、訓練終了の報告を受けた後に契約に基づき委託料をお支払いします。

- ・ 中小企業：受講生 1 人当たり月額 9.6 万円(税別)を上限
- ・ 中小企業以外：受講生 1 人当たり月額 6.4 万円(税別)を上限

※中小企業の範囲は「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」及び「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令」に定める中小企業者をいいます。

訓練実施のメリット

- 採用前に実際の業務を経験していただくことで受講生（生徒）の実力や適性を判断することができます。
- 訓練終了後、雇用につながる可能性が高まります。
- 雇用のミスマッチを減らすことができます。
- 受講生（生徒）と雇用契約は結ばないため、給与支給は不要です。また、受講生の労災保険は広島県で特別加入しますので企業様の負担はございません。
- 受講期間中は当校でサポートをします。

【お問合せ先】広島障害者職業能力開発校（障害者委託訓練担当）

〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-23

TEL:082-254-1766(平日9時～17時) FAX:082-254-1716



障害者委託訓練の HP